

平成 20 年度

公共用 水域及び地下水の
水 質 測 定 計 画

大 阪 府

目 次

1 公共用水域の水質測定計画	1
1 目 的	3
2 測定地点及び測定機関		
3 測定期間		
4 測定項目	4
5 測定回数	5
6 試料の採取等	6
7 測定方法等		
8 環境基準値および評価方法		
9 測定結果の報告		
10 その他		
(図1－1) 河川の水質測定水域区分	7
(図1－2) 河川の各水域の水質測定地点図	8
(図1－3) 大阪湾水域の水質・底質測定地点図	14
(別表1－1) 測定地点及び測定機関総括表	15
(別表1－2) 測定地点、測定回数一覧表(河川)	16
測定地点、測定回数一覧表(海域)	22
(別表1－3) 測定方法一覧表	24
(別表1－4) 環境基準値および評価方法	27
2 地下水質測定計画	31
1 目 的	33
2 調査の区分		
3 測定地点及び測定機関		
4 測定期間		
5 測定項目	34
6 測定回数		
7 測定方法		
8 試料の採取等		
9 測定結果の報告		
10 その他		
(図2－1) 概況調査測定地点図	35
(図2－2) 定期モニタリング調査測定地区図	36
(別表2－1) 測定地点数及び測定機関総括表	37
(別表2－2) 測定地点一覧表(概況調査)	38
(別表2－3) 測定地点一覧表(定期モニタリング調査)	40
(別表2－4) 測定方法、環境基準値等一覧表	43

1 公共用海域の水質測定計画

平成20年度公共用水域の水質測定計画

1 目的

この水質測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定により、大阪府域の公共用水域の水質を常時監視するために行う水質等の測定について、測定する項目、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

2 測定地点及び測定機関

測定地点は、河川については、原則として、利水状況を考慮しつつ、河川の汚濁状況を総合的に把握できる流末等に設定することとし、また、海域については、原則として、水域の地形、海潮流、主要な汚染源の位置、河川水の流入状況等を考慮し、水域の汚濁状況を総合的に把握できるよう設定することとする。なお、水質測定地点、底質測定地点及び測定機関は、別表1-1及び別表1-2のとおりとする。

(1) 水質測定地点

河川:105河川 144地点 (環境基準点 94地点、準基準点 50地点)

海域:大阪湾海域 22地点 (環境基準点 15地点、準基準点 7地点)

(2) 底質測定地点

河川:49地点

海域:15地点(12地点は水質測定の環境基準点と、2地点は準基準点と重複)

- 準基準点は、水域の状況をより的確に把握するため、環境基準点を補完するとともに、人の健康の保護に関する環境基準の評価を行う

3 測定期間

測定期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。

4 測定項目

原則として、人の健康の保護に関する環境基準項目、生活環境の保全に関する環境基準項目及び排水基準や水域の特性把握に必要な項目として、次表のとおり設定することとする。

(1) 水質測定項目

	河 川	海 域
ア 人の健康の保護に関する項目 (健康項目)	・カドミウム・全シアン・鉛・六価クロム ・砒素・総水銀・アルキル水銀・PCB ・ジクロロメタン・四塩化炭素 ・1,2-ジクロロエタン・1,1-ジクロロエチレン ・シス-1,2-ジクロロエチレン ・1,1,1-トリクロロエタン・1,1,2-トリクロロエタン ・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン ・1,3-ジクロロプロパン・チウラム・シマジン ・チオベンカルブ・ベンゼン・セレン ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ・ふつ素・ほう素 [ただし、アルキル水銀については総水銀が検出された時に限る。]	・カドミウム・全シアン・鉛・六価クロム ・砒素・総水銀・アルキル水銀・PCB ・ジクロロメタン・四塩化炭素 ・1,2-ジクロロエタン・1,1-ジクロロエチレン ・シス-1,2-ジクロロエチレン ・1,1,1-トリクロロエタン・1,1,2-トリクロロエタン ・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン ・1,3-ジクロロプロパン・チウラム・シマジン ・チオベンカルブ・ベンゼン・セレン ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 [ただし、アルキル水銀については総水銀が検出された時に限る。]
イ 生活環境の保全に関する項目 (生活環境項目)	・水素イオン濃度(pH)・溶存酸素量(DO) ・生物化学的酸素要求量(BOD) ・化学的酸素要求量(COD;酸性法) ・浮遊物質量(SS)・大腸菌群数(E-Coli) ・全窒素(T-N)・全りん(T-P)・全亜鉛	・水素イオン濃度(pH)・溶存酸素量(DO) ・化学的酸素要求量(COD;酸性法、アルカリ性法、ろ過酸性法)・大腸菌群数 ・ノルマルヘキサン抽出物質(油分) ・全窒素(T-N)・全りん(T-P)・全亜鉛
ウ 特殊項目	・ノルマルヘキサン抽出物質(油分) ・フェノール類・銅・溶解性鉄 ・溶解性マンガン・全クロム ・陰イオン界面活性剤・亜硝酸性窒素 ・硝酸性窒素・アンモニア性窒素 ・りん酸性りん	・フェノール類・銅・溶解性鉄 ・溶解性マンガン・全クロム ・陰イオン界面活性剤・亜硝酸性窒素 ・硝酸性窒素・アンモニア性窒素 ・りん酸性りん・プランクトン数・クロロフィルa ・懸濁物質(浮遊物質量) ・懸濁物質の強熱減量・濁度
エ 特定項目	・トリハロメタン生成能	
オ 要監視項目	・クロロホルム ・トランス-1,2-ジクロロエチレン ・1,2-ジクロロプロパン・p-ジクロロベンゼン ・イソキサチオン・ダイアジノン ・フェニトロチオン・イソプロチオラン ・オキシン銅・クロロタロニル・プロピザミド ・EPN・ジクロロボス・フェノブカルブ ・イブロベンホス・クロルニトロフェン ・トルエン・キシリソ ・フタル酸ジエチルヘキシル・ニッケル ・モリブデン・アンチモン・塩化ビニルモノマー ・エピクロロヒドリン・1,4-ジオキサン・全マンガン ・ウラン・フェノール・ホルムアルデヒド	
カ その他項目	・気温・水温・色相・臭気・透視度 ・塩素イオン・電気伝導率等	・気温・水温・色相・臭気・透明度 ・塩分・電気伝導率等

- 特殊項目は、排水基準が定められた項目、大阪府環境総合計画で環境保全目標が定められた項目及び富栄養化関連項目等
- 特定項目は、特定水道利水障害の防止のための水道水源の水質の保全に関する特別措置法(平成6年3月4日法律第9号)に基づく項目
- 要監視項目は、人の健康の保護または水生生物の保全に関する項目であるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準項目とはせず、知見の集積に努めるべき項目

(2) 底質測定項目

	河 川	海 域
ア 健康項目	・総水銀・PCB	・カドミウム・全シアン・鉛・砒素・総水銀 ・アルキル水銀・PCB
イ 一般項目	・含水率	・水素イオン濃度・化学的酸素要求量・含水率 ・硫化物・酸化還元電位・強熱減量・全クロム ・ノルマルヘキサン抽出物質(油分)
ウ その他項目	・水深・性状・色相・臭気・泥温等	・水深・性状・色相・臭気・泥温等

5 測定回数

測定回数は、下表を原則とし、過去の検出状況、利水状況及び発生源の有無等を考慮の上、設定するものとする。

(1) 河川

		測 定 項 目	測 定 回 数
環境基準点	健 康 項 目	P C B 農 薬 類 上記以外の項目	・年1回以上 ・年1回以上(農薬使用時期に実施) ・年2回以上
	生活環境項目	全窒素・全りん 大腸菌群数 全亜鉛 上記以外の項目	・年4回以上 ・年12回以上(A、B類型のみ) ・年12回以上(水生生物の保全に係る類型のみ) ・年1回以上(その他の地点) ・年12回以上
	特 殊 項 目	全 項 目	・年1回以上
	特 定 項 目	全 項 目	・年2回以上(水道利水のある地点)
準 基 準 点	健 康 項 目	全 項 目	・環境基準点と同様
	生活環境項目	全窒素・全りん 全亜鉛 上記以外の項目	・年2回以上 ・年4回以上(水生生物の保全に係る類型のみ) ・年1回以上(その他の地点) ・年4回以上
	特 殘 項 目	全 項 目	・環境基準点と同様
	特 定 項 目	全 項 目	

- 通日測定は、水質管理上重要な水質の日間変動の大きな地点で、生活環境項目について年1回以上
(各1日について2時間間隔で13回採水分析)。
- 河川の底質は、海域に直接流入する主要な河川において年1回以上。
- 要監視項目は、地域の実情に応じ、必要と考えられる項目について年1回以上。

(2) 海域

		測 定 項 目	測 定 回 数
環境基準点	健 康 項 目	P C B 上記以外の項目	・年1回以上 ・年2回以上
	生活環境項目	大腸菌群数 ノルマルヘキサン抽出物質 全亜鉛 上記以外の項目	・年12回以上(A類型のみ) ・年12回以上(A、B類型のみ) ・年12回以上(水生生物の保全に係る類型のみ) ・年1回以上(その他の地点) ・年12回以上
	特 殘 項 目	全 項 目	・年1回以上
	特 定 項 目	全 項 目	・環境基準点と同様
準 基 準 点	健 康 項 目	全 項 目	・環境基準点と同様
	生活環境項目	大腸菌群数・ノルマルヘキサン 抽出物質を除く項目 全亜鉛	・年4回以上 ・年4回以上(水生生物の保全に係る類型のみ) ・年1回以上(その他の地点)
	特 殘 項 目	全 項 目	・環境基準点と同様

- 海域の底質は、健康項目について年1回以上、一般項目について年2回以上。

測定月は原則として次表のとおりとする。

年間測定回数	測 定 月
1 回	8月
2 回	8月、2月
4 回	5月、8月、11月、2月
6 回	5月、7月、8月、11月、1月、2月
12 回	毎月

6 試料の採取等

試料の採取等については、原則として次のとおりとする。

- (1) 試料採取の実施にあたり、健康項目については、水域の水量いかんに関わらず隨時、生活環境項目については、水域が通常の状態(河川の場合は低水量以上の流量がある時、海域の場合は小潮時)にある時期とする。
- (2) 流量観測は採水時に実施し、環境基準点で年6回程度、準基準点で年2回程度行う。
- (3) 河川における試料採取は流心で行い、6時間間隔で4回採取し、混合試料とする。ただし、気温、水温及び水素イオン濃度については、個々の試料について測定する。また、次の項目については、午後3時に最も近い採水時の試料について測定する。
なお、流況変動の小さい河川等については、この限りでない。

- | | |
|---------|---|
| ・生活環境項目 | (溶存酸素量、大腸菌群数、全亜鉛) |
| ・健康項目 | (硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く) |
| ・特殊項目 | (ノルマルヘキサン抽出物質、フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、全クロム) |
| ・特定項目 | |
| ・要監視項目 | |

海域の場合は、海面下1m層から採水する。また、環境基準点のうち港内3地点を除く12地点については、水深20m未満の場合は海底面上2m層から、水深20m以上の場合は海底面上5m層から採水する。

底泥の採取に当たっては、採取点付近において数箇所より同量採取し、混合試料とする。

- (4) 以上その他、水質調査方法(昭和46年環水管第30号)に準拠する。

7 測定方法等

測定方法及び報告下限値等は、原則として別表1-3のとおりとする。

なお、この方法によらない場合には、測定結果の報告の際に特記するものとする。

8 環境基準値および評価方法

環境基準値および評価方法は、別表1-4のとおりとする。

9 測定結果の報告

測定結果は次のとおり大阪府へ報告するものとする。

- (1) 測定結果の報告は、別途指定の様式により行うものとする。
- (2) 健康項目の測定結果で環境基準値を超える値が検出された時は、直ちに報告するものとする。

10 その他

その他、本計画に定めのない事項については、測定機関と協議のうえ定める。



図1－1 河川の水質測定水域区分

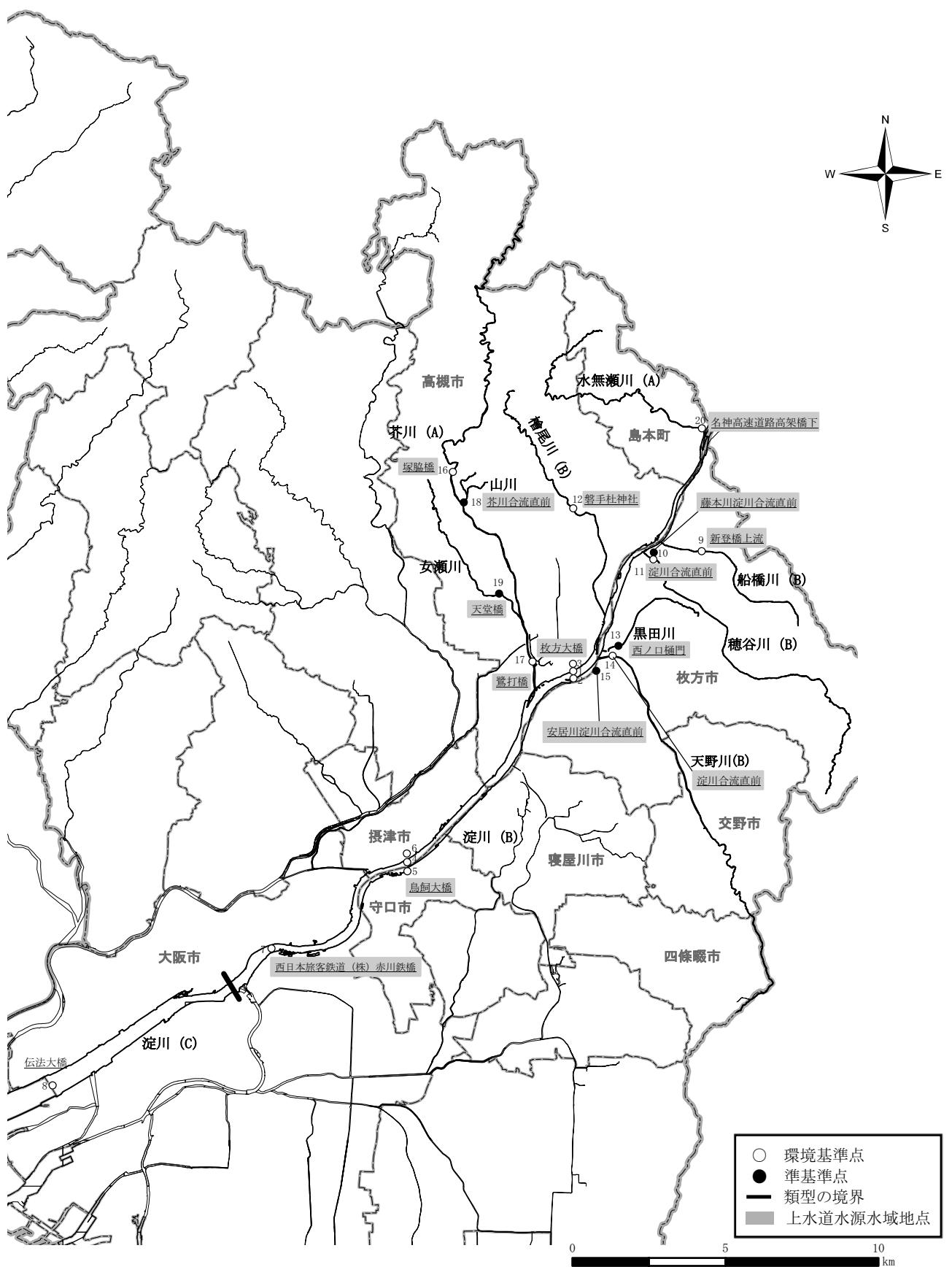


図 1－2 (1) 淀川水域の水質測定地点図

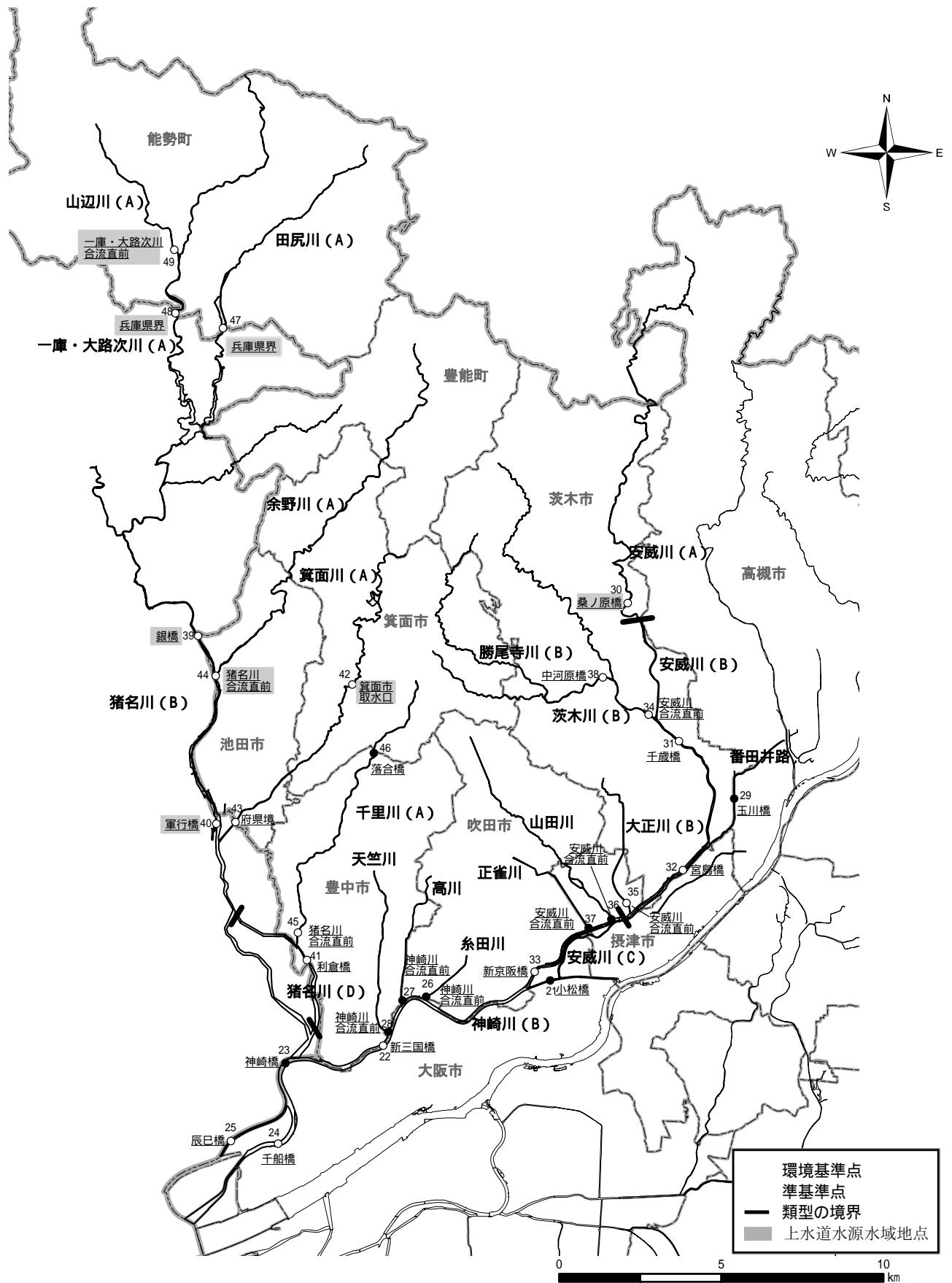


図 1 - 2 (2) 神崎川水体の水質測定地点図

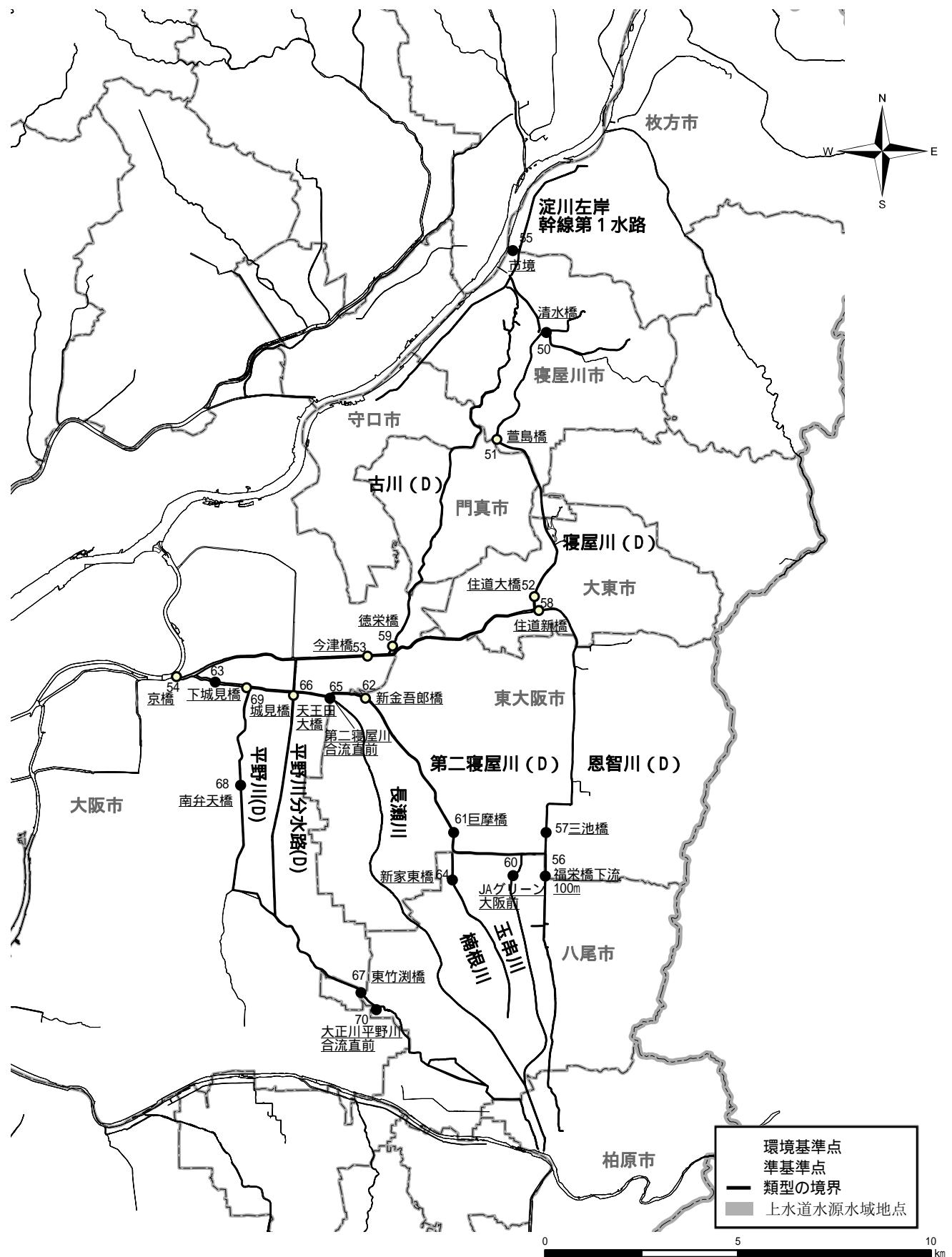


図 1 - 2 (3) 寝屋川水域の水質測定地点図

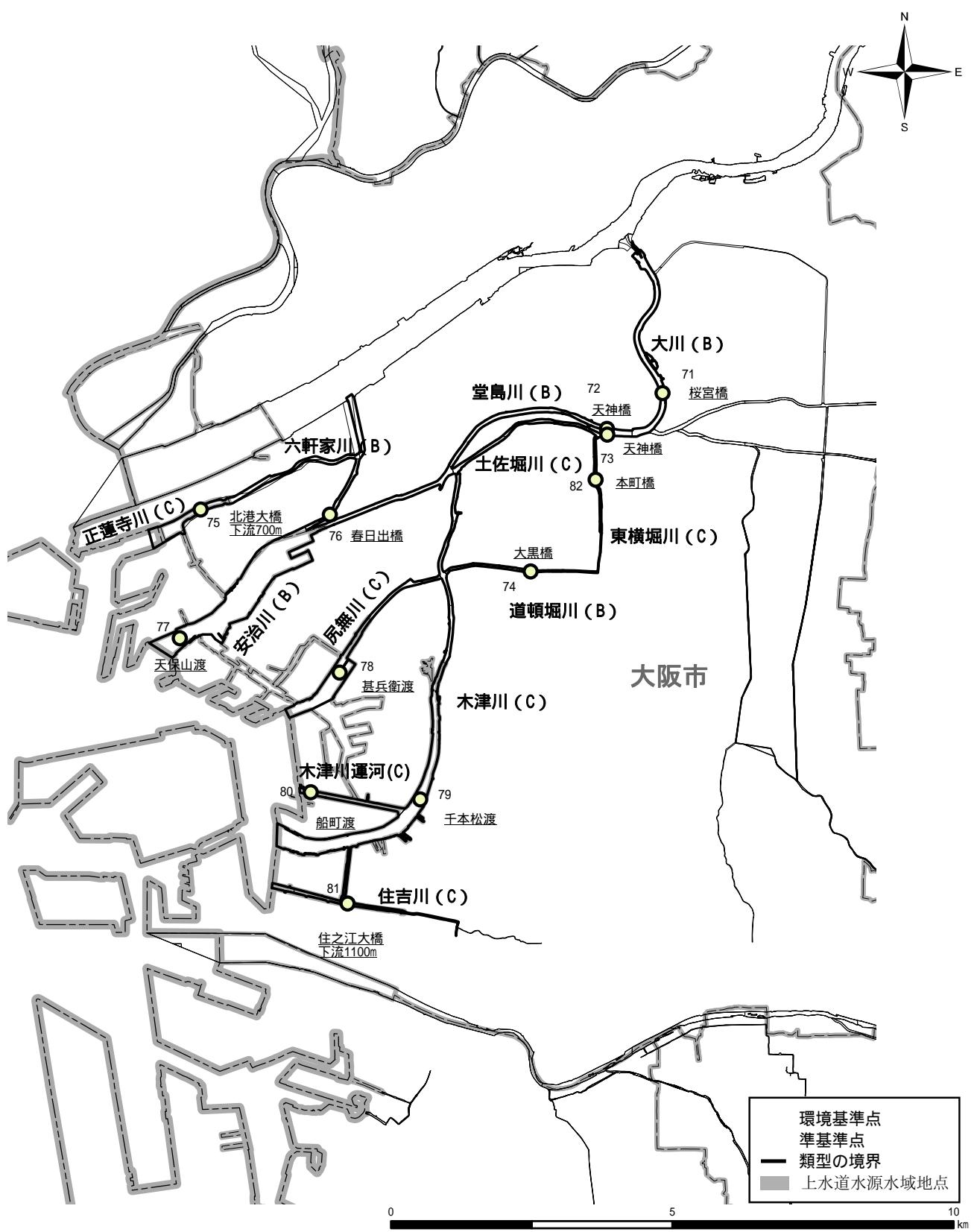


図 1 - 2 (4) 大阪市内河川水域の水質測定地点図

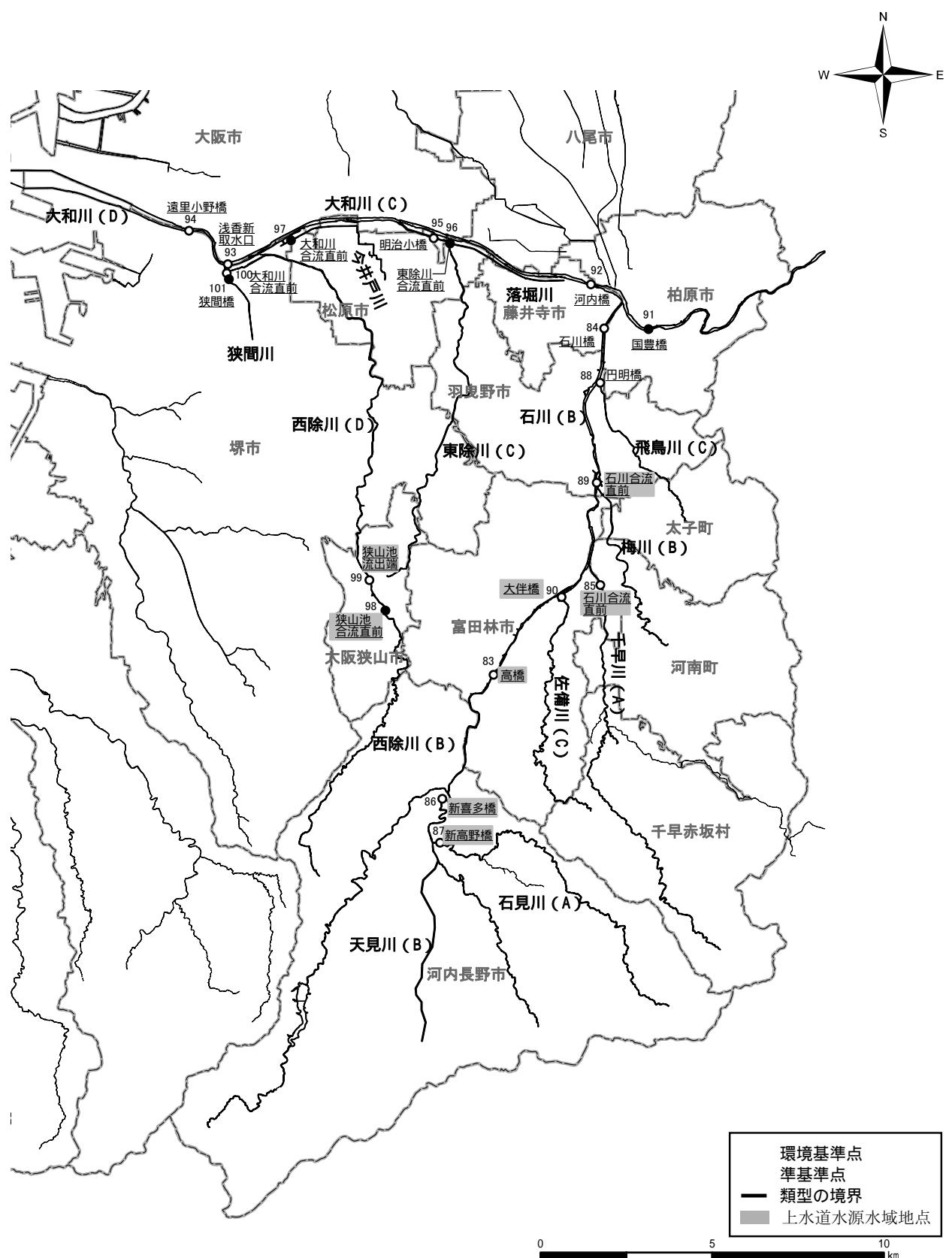


図 1 - 2 (5) 大和川水域の水質測定地点図



図 1－2（6）泉州諸河川水域の水質測定地点図

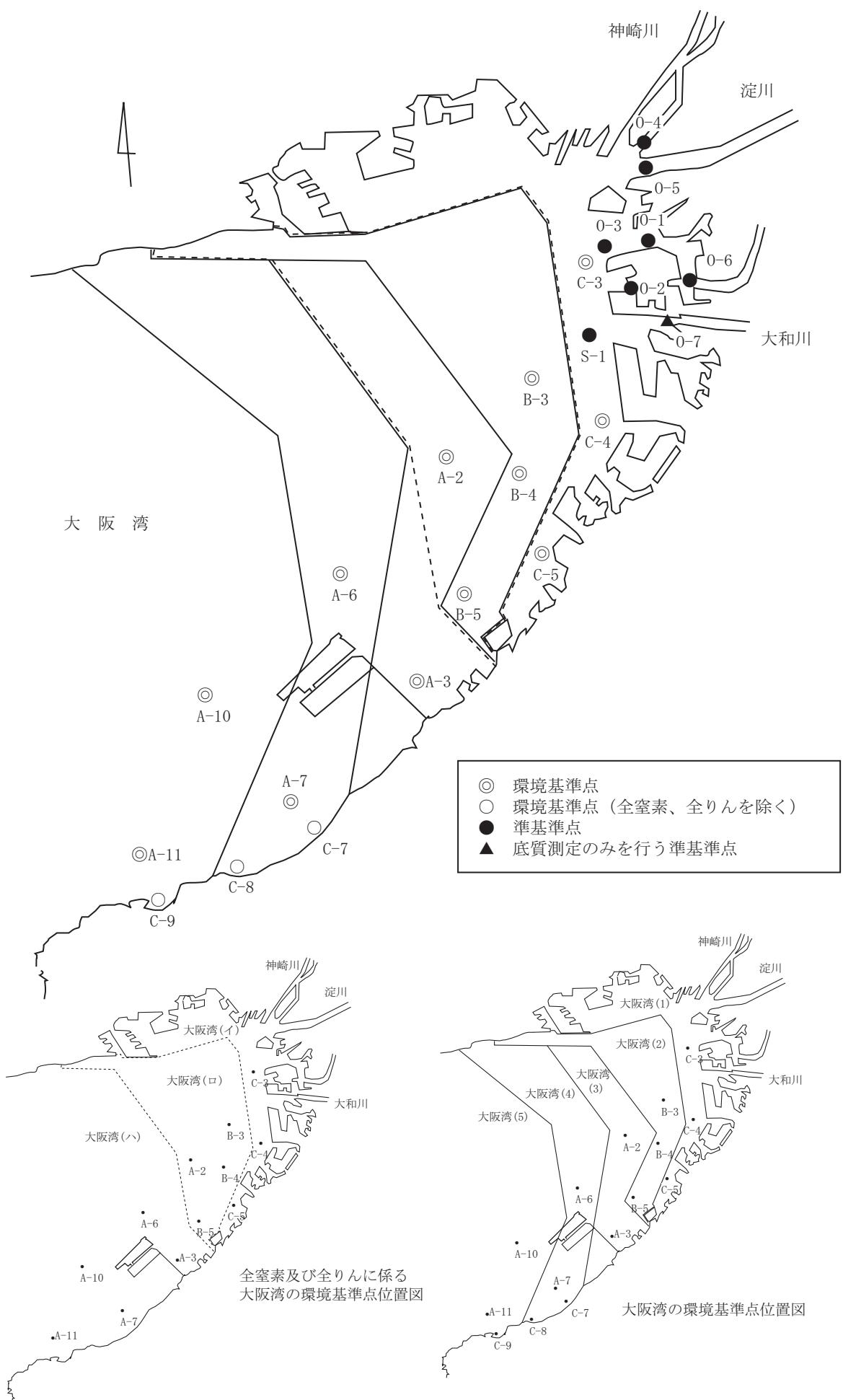


図 1-3 大阪湾水域の水質・底質測定地点図

別表 1－1 測定地点及び測定機関総括表

測定機関	調査区分	水 質 測 定														底質測定					
		河 川														海 域	河 川	海 域			
	区分	淀川		神崎川		寝屋川		大阪市内河川		大和川		泉州諸河川		河川合計							
大阪府	環境基準点	1	1	10	12	2	2			9	12	20	30	42	57	15	15	28	29	12	15
	準基準点			2						3	10	15		1			1	1	3		
近畿地方整備局	環境基準点	9	9	3	3					4	5			16	17			11	11		
	準基準点									1				1							
大阪市	環境基準点			1	2	5	7	12	12					18	21	6	5				
	準基準点			1	2									3		6	5				
堺市	環境基準点									1	2	2	11	3	13	1	2	2			
	準基準点									1	9	10		10	1						
岸和田市	環境基準点											2	2	2	2		2	2			
	準基準点																				
豊中市	環境基準点			1	3									1	3						
	準基準点			2										2							
吹田市	環境基準点				3										3	3					
	準基準点				3									3							
高槻市	環境基準点	2	4	1										2	5						
	準基準点	2		1										3							
枚方市	環境基準点	3	6				1							3	7						
	準基準点	3					1							4							
茨木市	環境基準点			5	5									5	5						
	準基準点																				
八尾市	環境基準点						5	5						5	5						
	準基準点						5														
寝屋川市	環境基準点					1	2							1	2						
	準基準点					1								1							
東大阪市	環境基準点					1	4							1	4						
	準基準点					3								3							
合計	環境基準点	15	20	20	29	9	21	12	12	14	19	24	43	94	144	15	22	48	49	12	15
	準基準点	5		9		12				5	19	19	50	50	7	1		49	3		

別表 1-3

測定方法、環境基準値等一覧表

(水 質)

区分	測定項目	測 定 方 法	環境基準値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)
健 康 項 目	カドミウム	JIS K 0102 55.1 備考1 " 55.2 " 55.3 " 55.4	溶媒抽出ルーム原子吸光法 電気加熱原子吸光法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.01 以下 0.001
	全シアン	JIS K 0102 38.1.2及び38.2 " 38.1.2及び38.3	ビリジン-ピラノン吸光光度法 4-ビリジンカルボン酸-ピラノン吸光光度法	検出されないこと 0.1
	鉛	JIS K 0102 54.1 備考1 " 54.2 " 54.3 " 54.4	溶媒抽出ルーム原子吸光法 電気加熱原子吸光法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.01 以下 0.005
	六価クロム	JIS K 0102 65.2.1 " 65.2.3 " 65.2.4 " 65.2.5	ジフェニルカルバゾン吸光光度法 電気加熱原子吸光法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.05 以下 0.02
	砒 素	JIS K 0102 61.2 " 61.3	水素化物発生原子吸光法 水素化物発生ICP発光分光分析法	0.01 以下 0.005
	総 水 銀	昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号 付表(以下「付表」)1	還元化原子吸光法	0.0005 以下 0.0005
	アルキル水銀	付表2	溶媒抽出ガスクロマトグラ法	検出されないこと 0.0005
	P C B	付表3	溶媒抽出ガスクロマトグラ法	検出されないこと 0.0005
	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1 " 5.2 " 5.3.2	ハーネ・トラップーカスコロマトグラフ質量分析法 ハーネ・トラップーカスコロマトグラフ質量分析法 ハーネ・トラップーカスコロマトグラフ法(FID)	0.02 以下 0.002
	四塩化炭素	JIS K 0125 5.1 " 5.2 " 5.3.1 " 5.4.1 " 5.5	ハーネ・トラップーカスコロマトグラフ質量分析法 ハーネ・スペースーカスコロマトグラフ質量分析法 ハーネ・トラップーカスコロマトグラフ法(ECD) ハーネ・スペースーカスコロマトグラフ法(ECD) 溶媒抽出ガスクロマトグラ法(ECD)	0.002 以下 0.0002
生 活 環 境 項 目	1, 2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1 " 5.2 " 5.3.1 " 5.3.2	ハーネ・トラップーカスコロマトグラフ質量分析法 ハーネ・スペースーカスコロマトグラフ質量分析法 ハーネ・トラップーカスコロマトグラ法(ECD) ハーネ・トラップーカスコロマトグラ法(FID)	0.004 以下 0.0004
	1, 1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1 " 5.2 " 5.3.2	ハーネ・トラップーカスコロマトグラフ質量分析法 ハーネ・スペースーカスコロマトグラフ質量分析法 ハーネ・トラップーカスコロマトグラ法(FID)	0.02 以下 0.002
	ジス-1, 2-ジクロロエチレン	同 上	同 上	0.04 以下 0.004
	1, 1, 1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1 " 5.2 " 5.3.1 " 5.4.1 " 5.5	ハーネ・トラップーカスコロマトグラフ質量分析法 ハーネ・スペースーカスコロマトグラフ質量分析法 ハーネ・スペースーカスコロマトグラ法(ECD) ハーネ・スペースーカスコロマトグラ法(ECD) 溶媒抽出ガスクロマトグラ法(ECD)	1 以下 0.0005
	1, 1, 2-トリクロロエタン	同 上	同 上	0.006 以下 0.0006
	トリクロロエチレン	同 上	同 上	0.03 以下 0.002
	テトラクロロエチレン	同 上	同 上	0.01 以下 0.0005
	1, 3-ジクロロプロパン	JIS K 0125 5.1 " 5.2 " 5.3.1	ハーネ・トラップーカスコロマトグラフ質量分析法 ハーネ・スペースーカスコロマトグラフ質量分析法 ハーネ・スペースーカスコロマトグラ法(ECD)	0.002 以下 0.0002
	チウラム	付表4	高速液体クロマトグラ法	0.006 以下 0.0006
	シマジン	付表5の第1 付表5の第2	溶媒抽出・固相抽出ガスクロマトグラ法(ECD) 溶媒抽出・固相抽出ガスクロマトグラ法(FID)(ECD)	0.003 以下 0.0003
生 活 項 目	チオベンカルブ	同 上	同 上	0.02 以下 0.002
	ベンゼン	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.2	ハーネ・トラップーカスコロマトグラフ質量分析法 ハーネ・スペースーカスコロマトグラフ質量分析法 ハーネ・トラップーカスコロマトグラ法(FID)	0.01 以下 0.001
	セ レ ン	JIS K 0102 67.2 JIS K 0102 67.3	水素化物発生原子吸光法 水素化物発生ICP発光分光分析法	0.01 以下 0.002
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	特殊項目欄 参照	特殊項目欄 参照	10 以下 0.08
	ふ つ 素	JIS K 0102 34.1 付表6	アンソニーリンコンペリキル吸光光度法 イオウカラムグラフ法	0.8 以下 0.08
	ほ う 素	JIS K 0102 47.1 JIS K 0102 47.3 付表7	メチルカラム吸光光度法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	1 以下 0.02
	水素イオン濃度	JIS K 0102 12.1	ガラス電極法	別表1-4 参照 —
	溶存酸素量	JIS K 0102 32.1	カインクラーバグ化ナトリウム変法	別表1-4 参照 0.5
	生物化学的酸素要求量	JIS K 0102 21		別表1-4 参照 0.5
	化学的酸素要求量	(河川) JIS K 0102 17 (海域) JIS K 0102 17 (海域) 環境庁告示 別表2の2 備考2	100°Cにおける過マグン酸カリウムによる酸素消費量 100°Cにおける過マグン酸カリウムによる酸素消費量 アルカリ性法	別表1-4 参照 0.5
環 境 項 目	浮遊物質量	付表8		別表1-4 参照 1
	大腸菌群数	環境庁告示 別表2の1 備考4	最確数法	別表1-4 参照 1.8×10^0 MPN
	ノルマカルボン抽出物質	付表10		別表1-4 参照 0.5
	全窒素	(河川) JIS K 0102 45.2 (河川) JIS K 0102 45.3 (河川) JIS K 0102 45.4 (海城) JIS K 0102 45.4	ペルオキ二硫酸カリウム分解(アルカリ性)-紫外吸光光度法 硫酸ヒドロゲンカリウム還元-ナフタネルヒレンジアミン吸光光度法 銅・カドミウムカラム還元-ナフタネルヒレンジアミン吸光光度法 銅・カドミウムカラム還元-ナフタネルヒレンジアミン吸光光度法	別表1-4 参照 0.05
	全りん	JIS K 0102 46.3	ペルオキ二硫酸カリウム分解-モリブデン青吸光光度法	別表1-4 参照 0.003
	全亜鉛	環境庁告示 別表2の1(1)のイ及び2のウ JIS K 0102 53.1 JIS K 0102 53.2 JIS K 0102 53.3 JIS K 0102 53.4	ヨード樹脂イオン交換(付表9. 必要に応じて実施) 溶媒抽出ルーム原子吸光法 電気加熱原子吸光法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	別表1-4 参照 0.001

区分	測定項目	測 定 方 法	報告下限値 (mg/L)
特 殊 項 目	フェノール類	JIS K 0102 28.1 JIS K 0102 52.2 JIS K 0102 52.3 JIS K 0102 52.4 JIS K 0102 52.5	4-アミジン/ピリジン吸光光度法 溶媒抽出フレーム原子吸光法 電気加熱原子吸光法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法
	銅	JIS K 0102 57.2 JIS K 0102 57.3 JIS K 0102 57.4	フレーム原子吸光法 電気加熱原子吸光法 ICP発光分光分析法
	溶解性鉄	JIS K 0102 56.2 JIS K 0102 56.3 JIS K 0102 56.4 JIS K 0102 56.5	フレーム原子吸光法 電気加熱原子吸光法 ICP発光分光分析法
	溶解性マンガン	JIS K 0102 65.1.1 JIS K 0102 65.1.3 JIS K 0102 65.1.4 JIS K 0102 65.1.5	ジフェニルカバジド吸光光度法 電気加熱原子吸光法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法
	全クロム	JIS K 0102 43.1.1 JIS K 0102 43.1.2	メチジン吸光光度法 還元蒸留-イードフェノール青吸光光度法 銅・カリミウムカラム還元-アツチエチレンジアミン吸光光度法 オキシマトグラフ法
	亜硝酸性窒素	JIS K 0102 43.1.1 JIS K 0102 43.1.2	ナフチルエチレンジアミン吸光光度法 オキシマトグラフ法
	アンモニア性窒素	JIS K 0102 42.1 42.2 JIS K 0102 42.5	蒸留-イードフェノール青吸光光度法 オキシマトグラフ法
	りん酸性りん	(河川) JIS K 0102 46.1.1 (河川) JIS K 0102 46.1.2 (海域) JIS K 0102 46.1.1	モリブデン青(アコルビン酸還元)吸光光度法 モリブデン青(塩化すず(II)還元)吸光光度法 モリブデン青(アスコルビン酸還元)吸光光度法
	プランクトン数	気象庁刊 海洋観測指針6.2	—
	クロロフィルa	海洋観測指針6.3	0.1 μg/L
特定 項目	懸濁物質の強熱減量	JIS K 0102 14	—
	濁度	JIS K 0101 9.4	0.2 度
特定 項目	トリハルム生成能 (クロホルム生成能) (ジクロロブロモホルム生成能) (クロジブロモホルム生成能) (ブロモホルム生成能)	平成7年6月16日環境庁告示第30号別表	0.0004 0.0001 0.0001 0.0001 0.0001

区分	測定項目	測 定 方 法	指針値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)
要 監 視 項 目	クロロホルム	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.1	ハーフ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法 ハーフ・トラップ-ガスクロマトグラフ法(ECD)	0.06 0.006
	1,2-ジクロロブロパン	同 上	同 上	0.04 0.004
	p-ジクロロベンゼン	同 上	同 上	0.06 0.006
	イソキサチオノン	平成5年4月28日付け環境庁通知第121号付表(以下「通知付表」)2の第1 通知付表2の第2	溶媒抽出・固相抽出-ガスクロマトグラフ質量分析法 溶媒抽出・固相抽出-ガスクロマトグラフ法	0.008 0.0008
	ダイアジノン	同 上	同 上	0.005 0.0005
	フェニトロチオノン	同 上	同 上	0.003 0.0003
	イソブロチオラン	同 上	同 上	0.04 0.004
	オキシン銅	通知付表3	高速液体クロマトグラフ法	0.04 0.004
	クロロタロニル	通知付表2の第1 通知付表2の第2	溶媒抽出・固相抽出-ガスクロマトグラフ質量分析法 溶媒抽出・固相抽出-ガスクロマトグラフ法	0.05 0.004
	プロピザミド	同 上	同 上	0.008 0.0008
目	E PN	同 上	同 上	0.006 0.0006
	ジクロロボス	同 上	同 上	0.008 0.0008
	フェノブカルブ	同 上	同 上	0.03 0.002
	イプロベンホス	同 上	同 上	0.008 0.0008
	クロルニトロフェン	同 上	同 上	— 0.0001
	トルエン	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.2	ハーフ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法 ハーフ・トラップ-ガスクロマトグラフ法(FID)	0.6 0.06
	キシレン	同 上	同 上	0.4 0.04
	フル酸ジエチルヘキシル	通知付表4の第1 通知付表4の第2	ガスクロマトグラフ質量分析法 ガスクロマトグラフ法	0.06 0.006
ニッケル	ニッケル	JIS K 0102 59.3 通知付表5 通知付表7	ICP発光分光分析法 ICP質量分析法 電気加熱原子吸光法	— 0.001
	モリブデン	JIS K 0102 68.2 通知付表5 通知付表7	ICP発光分光分析法 ICP質量分析法 電気加熱原子吸光法	0.07 0.007
	アンチモン	平成16年3月31日付け環境省通知付表(以下「平成16年省通知付表」)5の第1 平成16年省通知付表5の第2 平成16年省通知付表5の第3	水素化物発生ICP発光分光分析法 水素化物発生原子吸光法 ICP質量分析法	0.02 0.0002

区分	測定項目	測定方法	指針値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)
要監視項目	塩化ビニルモノマー	平成16年省通知付表1 バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法	0.002	0.0002
	エビクロロヒドリン	平成16年省通知付表2 バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法	0.0004	0.00003
	1,4-ジオキサン	平成16年省通知付表3の第1 平成16年省通知付表3の第2 活性炭抽出-ガスクロマトグラフ質量分析法 固相マイクロ抽出-ガスクロマトグラフ質量分析法	0.05	0.005
	全マンガン	JIS K 0102 56.2 JIS K 0102 56.3 JIS K 0102 56.4 JIS K 0102 56.5 フレーム原子吸光法 電気加熱原子吸光法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.2	0.02
	ウラン	平成16年省通知付表4の第1 平成16年省通知付表4の第2 キレート樹脂イオン交換-ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.002	0.0002
	フェノール	平成15年11月5日付け環境省通知付表 溶媒抽出・固相抽出-ガスクロマトグラフ質量分析法	別表1-4参照	0.001
	ホルムアルデヒド	平成15年11月5日付け環境省通知付表 誘導体化-ガスクロマトグラフ質量分析法	別表1-4参照	0.003
	気温	JIS K 0102 7.1	—	—
その他	水温	JIS K 0102 7.2	—	—
	色相	JIS K 0102 8	—	—
	臭気	JIS K 0102 10.1	—	—
	透視度	JIS K 0102 9	—	—
	塩素イオン	JIS K 0102 35.1 JIS K 0102 35.3 硝酸銀滴定法 イオンクロマトグラ法	—	10
	塩分	海洋観測指針5.3 サリノメータを用いた測定	—	—
	電気伝導率	JIS K 0102 13	—	1mS/m

(底質)

区分	測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/kg)
健康項目	カドミウム	昭和63年環水管第127号 底質調査方法 (以下「底質調査方法」)	フレーム原子吸光法または溶媒抽出フレーム原子吸光法 0.01
	全シアン	底質調査方法 4-ヒドロキカルボン酸-ビリゾンまたはビリジン-ビリゾン 吸光度法	0.1
	鉛	底質調査方法 フレーム原子吸光法または溶媒抽出フレーム原子吸光法 0.1	0.1
	砒素	底質調査方法 ジエチルチオカルバジド吸光度法または水素化物 発生原子吸光法 0.1	0.1
	総水銀	底質調査方法 還元化原子吸光法 0.01	0.01
	アルキル水銀	底質調査方法 溶媒抽出-ガスクロマトグラ法(ECD) 0.01	0.01
	P C B	底質調査方法 溶媒抽出-ガスクロマトグラ法(ECD) 0.01	0.01
	水素イオン濃度	底質調査方法 —	—
一般項目	化学的酸素要求量	底質調査方法 0.5 mg/g	0.5 mg/g
	硫化物	底質調査方法 —	—
	強熱減量	底質調査方法 —	—
	酸化還元電位	酸化還元電位計を用いた測定 —	—
	全クロム	底質調査方法 ジエチルチオカルバジド吸光度法または溶媒抽出フレーム 原子吸光法 0.1	0.1
	フルマルベキサン抽出物質	B法：「新編水質汚濁調査指針」5.13 —	0.5 mg/g
	含水率	底質調査方法 —	—

備考

- 有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。pHについては、小数点第2位を四捨五入し、小数点以下1位までとする。
- 報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。
- 硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和を求めた後に、上記の1及び2の桁数処理を行う。
ただし、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の測定値の何れか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。
- 平均値の計算に当たっては、有効数字を2桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の桁までとする。
- 報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取扱い、平均値を計算する。

(2)

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下

評価方法 1 基準値は、年間平均値とする。

イ 海域

(1)

類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃度(pH)	化 学 的 酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及びC以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

評価方法 1 基準値は、日間平均値とする。

- 2 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。
- 3 類型指定された水域におけるCODの環境基準達成状況の年間評価については、当該水域の環境基準点において、日間平均値の75%値が当該水域があてはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。複数の環境基準点をもつ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。また、この場合の日間平均値については、2層以上で採取する場合は、各層の値を平均した全層の値を採用する。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 ノ 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(2)

類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全 窒 素	全 りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09mg/L以下

評価方法 1 基準値は、年間平均値とする。

- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
- 3 類型指定された水域における全窒素及び全燐の環境基準達成状況の年間評価は、当該水域の環境基準点において、表層の年間平均値が当該水域があてはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。複数の環境基準点をもつ水域については、当該水域内の各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内のすべての基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 ノ 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 ノ 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(3)

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下

評価方法 1 基準値は、年間平均値とする。

(3) 要監視項目及び指針値

(1)

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L以下	イプロベンホス	0.008mg/L以下
トランスク-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	クロルニトロフェン	—
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	トルエン	0.6mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	キシレン	0.4mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
ダイアジノン	0.005mg/L以下	ニッケル	—
フェニトロチオン	0.003mg/L以下	モリブデン	0.07mg/L以下
イソプロチオラン	0.04mg/L以下	アンチモン	0.02mg/L以下
オキシン銅	0.04mg/L以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
クロロタロニル	0.05mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
EPN	0.06mg/L以下	全マンガン	0.2mg/L以下
ジクロルボス	0.008mg/L以下	ウラン	0.002mg/L以下
フェノブカルブ	0.03mg/L以下		

(2)

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7mg/L以下
		生物特A	0.006mg/L以下
		生物B	3mg/L以下
		生物特B	3mg/L以下
	海域	生物A	0.8mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生物特A	0.8mg/L以下
		生物A	0.05mg/L以下
		生物特A	0.01mg/L以下
		生物B	0.08mg/L以下
	海域	生物特B	0.01mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	2mg/L以下
		生物特A	0.2mg/L以下
		生物A	1mg/L以下
		生物特A	1mg/L以下
	海域	生物B	1mg/L以下
		生物特B	1mg/L以下
	生物A	0.3mg/L以下	
	生物特A	0.03mg/L以下	

2 地 下 水 質 測 定 計 画

平成20年度地下水質測定計画

1 目的

この測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定により、大阪府域の地下水の水質の常時監視を行うために実施する水質等の測定について、測定する項目、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

2 調査の区分

測定計画に基づく調査の区分は、次のとおりとする。

(1) 概況調査

府域の全体的な地下水の水質の概況を把握するとともに長期的な観点から経年的な変化を把握するために実施する地下水の水質調査とする。

測定地点は、原則として過去に有害物質を使用した工場・事業場の立地の状況、利水状況等を勘案し、設定することとする。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するために実施する地下水の水質調査とする。

測定地点は、原則として発端井戸の上流側及び下流側の井戸の所在確認を最大限行い、その他工場・事業場の立地状況、利水状況等を勘案し、設定することとする。

概況調査等により新たに汚染が発見された場合、できるだけ速やかに当該調査を実施するものとする。

(3) 定期モニタリング調査

汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリングとして定期的に実施する地下水の水質調査とする。

測定地点は、原則として汚染井戸周辺地区調査で汚染が確認された調査井戸のうち、工場・事業場の立地の状況、利水状況等を勘案し、代表的な地点(複数地点又は最高濃度地点)を設定することとする。

3 測定地点及び測定機関

測定地点及び測定機関は、別表2-1、別表2-2及び別表2-3のとおりとする。

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 概況調査 | 79 地点 |
| (2) 定期モニタリング調査 | 148 地点 |

4 測定期間

測定期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。

5 測定項目

測定項目は、原則として次のとおりとする。

(1) 概況調査

ア 環境基準項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素（ただし、アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に限る。）

イ 一般項目

気温、水温、外観、臭気、透視度、pH

(2) 汚染井戸周辺地区調査

環境基準項目のうち検出された項目とする。ただし、ふつ素、ほう素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、環境基準値の2分の1を超えて検出された場合を対象とする。

(3) 定期モニタリング調査

一般項目及び測定地点ごとに別表2-3に掲げる項目とする。

6 測定回数

測定回数は、原則として次のとおりとする。

(1) 概況調査 各測定地点において1回以上

(2) 定期モニタリング調査 各測定地点において1回以上

なお、定期モニタリング調査を終了する場合には、調査地点で一定期間環境基準を満たすこと、及び再度汚染範囲内で地下水質調査を行い、環境基準以下であることを確認することとする。

7 測定方法

測定方法は、原則として別表2-4のとおりとする。

8 試料の採取等

(1) 試料の採取については、井戸の設置者に協力を求めるものとする。

(2) 井戸の諸元(深度、用途等)については、できる限り把握するものとする。

9 測定結果の報告

測定結果は次のとおり大阪府へ報告するものとする。

(1) 測定結果の報告は、別途指定の様式により行うものとする。

(2) 環境基準項目の測定結果で環境基準値を超える値が検出された時は、直ちに報告するものとする。

10 その他

その他、本計画に定めのない事項については、測定機関と協議のうえ定める。

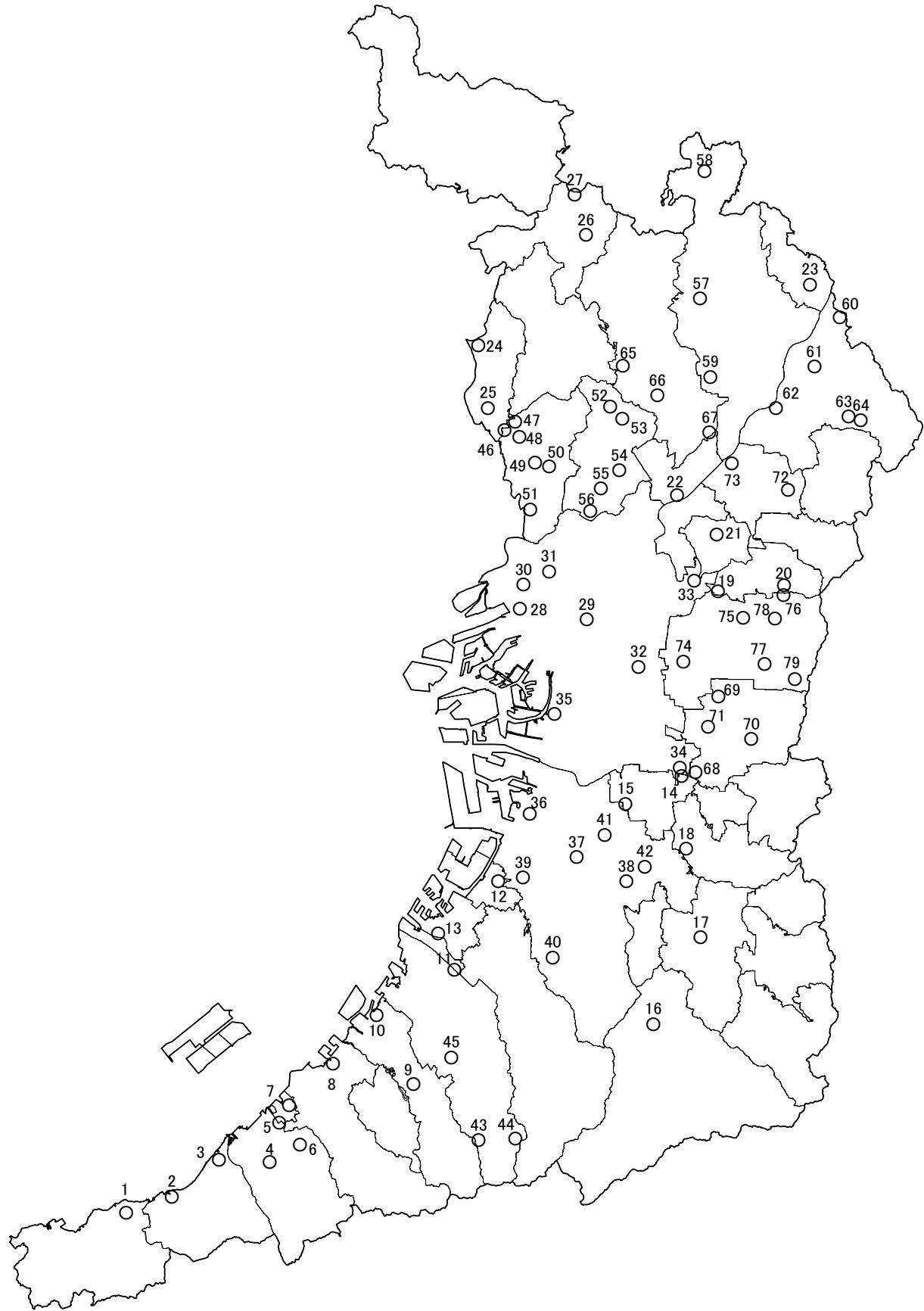


図 2－1 概況調査測定地点図
(平成 20 年度)

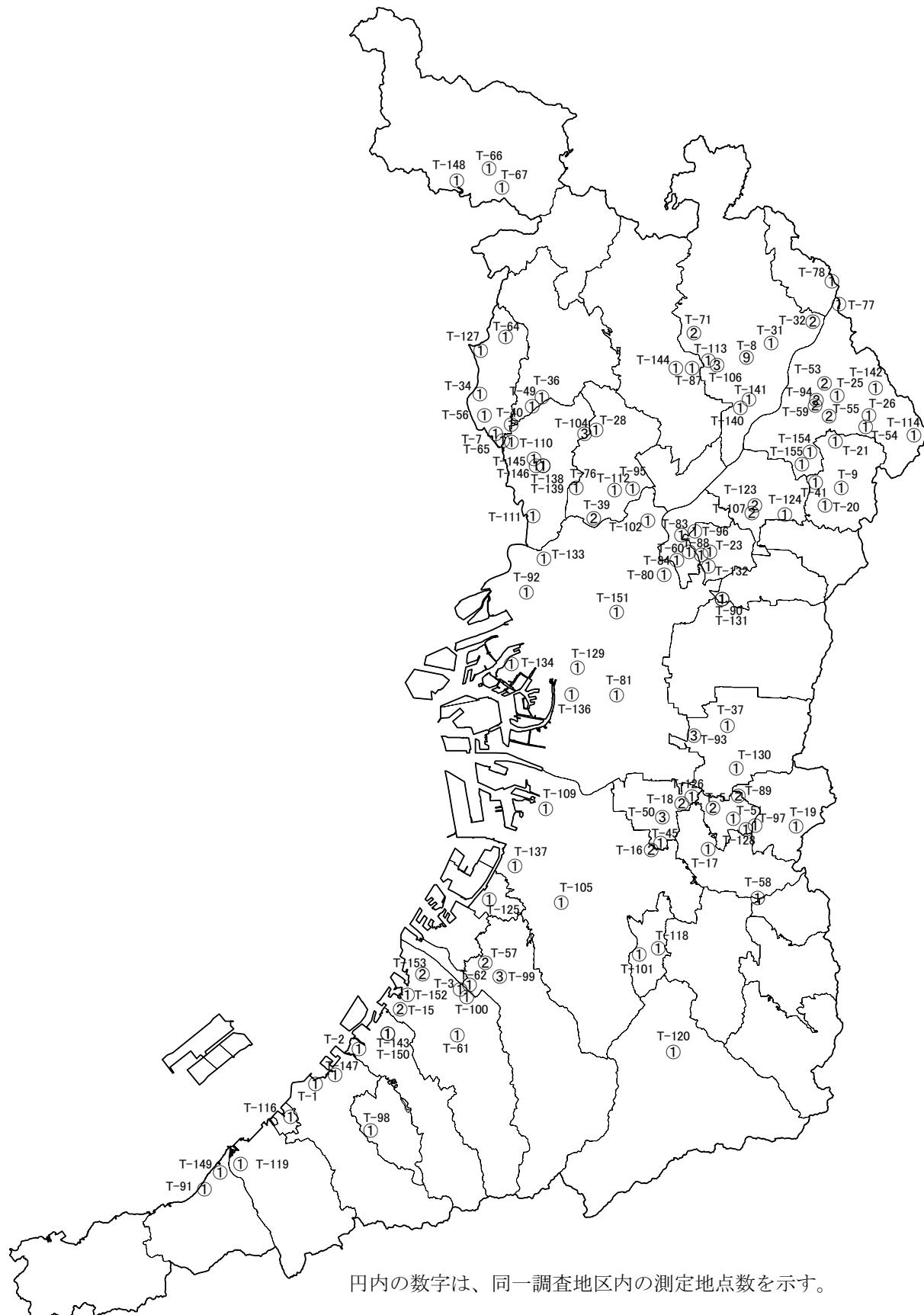


図 2-2 定期モニタリング調査測定地区図
(平成 20 年度)

別表2-1

測定地点数及び測定機関総括表

(平成20年度)

測定機関	測定地点数		合計
	概況調査	定期モニタリング調査	
大阪府	27	62	89
国土交通省 近畿地方整備局	0	1	1
大阪市	8	9	17
堺市	7	5	12
岸和田市	3	8	11
豊中市	6	9	15
吹田市	5	6	11
高槻市	3	19	22
枚方市	5	16	21
茨木市	3	2	5
八尾市	4	6	10
寝屋川市	2	5	7
東大阪市	6	0	6
合計	79	148	227

別表2-2(2) 測定地点一覧表(概況調査)

測定地点		カドミウム	全鉛	六価鉛	砒素	緑色	水銀	水銀	PCB	ジカロイ	四塩化成素	メタ	1,2-ジカロイ	1,1-ジカロイ	1,1-ジカロイ	1,3-ジカロイ	トリクロリウム	トリクロリウム	セレン	重崩壊性元素	測定回数
図中地番号	所在地	カム	ジン	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
46 豊中市	待兼山町	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47 豊中市	螢池北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48 豊中市	刀根山	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49 豊中市	中安塚	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50 豊中市	長興寺北	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51 豊中市	名神口	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
52 吹田市	山田東	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
53 吹田市	山田東	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
54 吹田市	原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
55 吹田市	出口町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
56 吹田市	南吹田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
57 高槻市	大字原	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
58 高槻市	田能永田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
59 高槻市	富田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
60 枚方市	楠葉野田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
61 枚方市	黄金野	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
62 枚方市	枚方元町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
63 枚方市	野村元町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
64 枚方市	津田元町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
65 清水市	清水	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
66 清木市	見付山	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
67 清木市	東野々宮町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
68 八尾市	若林町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
69 八尾市	楠銀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
70 八尾市	柏村町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
71 八尾市	淡川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
72 寝屋川市	寝屋南1丁目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
73 寝屋川市	点野2丁目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
74 東大阪市	永和	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
75 東大阪市	古美輪	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
76 東大阪市	善銀寺町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
77 東大阪市	若草町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
78 東大阪市	中石切町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
79 東大阪市	六万寺町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

・図中地點番号は、図2-1を参照。

・○印の項目について測定を実施する場合、当該地點のみ測定を実施する。
・*8、19は定期モニタリング調査実施地點

注

別表2-3(1)測定地点一覧表(定期モニタリング調査)

測定地点		定期測定項目												平成20年度				
地区名	内番号	所在地	緯度	経度	全鉛	六価鉛	銅素	水銀	PCB	シガロ	四塩化炭素	1,2-エチレン	1,1-ブチル	1,1-ブチル	1,3-ブチル	セノン	ホウ素	測定機関
T-1	—	泉佐野市 野出町	34°51'N	135°45'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
T-2	—	貝塚市 津	34°52'N	135°46'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
T-3	—	岸和田市 西大路町	34°53'N	135°47'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
T-5	1	藤井寺市 小山	34°54'N	135°48'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
T-7	2	鶴井寺市 岡	34°55'N	135°49'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1	高槻市 豊島南	34°56'N	135°50'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	高槻市 桃園町	34°57'N	135°51'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	高槻市 下田部町	34°58'N	135°52'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
T-8	4	高槻市 下田部町	34°59'N	135°53'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5	高槻市 西冠	34°59'N	135°54'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6	高槻市 西冠	34°59'N	135°55'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9	高槻市 明田町	34°59'N	135°56'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
	10	高槻市 明田町	34°59'N	135°57'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
	11	高槻市 大学町	34°59'N	135°58'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
T-9	—	交野市 私市	34°59'N	135°59'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
T-15	1	岸和田市 岸城町	34°59'N	135°59'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	岸和田市 南町	34°59'N	135°59'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	堺市 美原区今井	34°59'N	135°59'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
T-16	5	堺市 はびきの	34°59'N	135°59'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
T-17	—	羽曳野市 一津屋	34°59'N	135°59'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
T-18	1	悠原市 悠我之莊	34°59'N	135°59'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
T-19	2	羽曳野市 国分東条町	34°59'N	135°59'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
T-20	—	交野市 南星台	34°59'N	135°59'E						○	※							
T-21	1	交野市 幾野	34°59'N	135°59'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
T-23	2	門真市 柳田町	34°59'N	135°59'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
T-25	—	枚方市 出屋敷西町	34°59'N	135°59'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
T-26	—	枚方市 津田北町	34°59'N	135°59'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
T-28	—	枚方市 津雲台	34°59'N	135°59'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
T-31	1	高槻市 緑町	34°59'N	135°59'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
T-32	1	高槻市 東上牧	34°59'N	135°59'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
T-34	2	鳥本町 江川	34°59'N	135°59'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
T-36	—	池田市 石橋	34°59'N	135°59'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
T-37	—	箕面市 牧落	34°59'N	135°59'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
T-39	1	吹田市 東吹田	34°59'N	135°59'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
T-40	2	吹田市 南吹田	34°59'N	135°59'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
T-41	—	交野市 星田北	34°59'N	135°59'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
T-45	1	悠原市 丹南	34°59'N	135°59'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
T-49	3	箕面市 桜井	34°59'N	135°59'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
T-50	1	悠原市 上田	34°59'N	135°59'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
T-51	2	悠原市 上田	34°59'N	135°59'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
T-52	—	藤井寺市 津田	34°59'N	135°59'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
T-53	1	枚方市 片輪本町	34°59'N	135°59'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
T-54	2	枚方市 片輪本町	34°59'N	135°59'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
T-55	1	枚方市 池之宮	34°59'N	135°59'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	枚方市 春日北町	34°59'N	135°59'E						○	○	○	○	○	○	○	○	○

別表2-3(2)測定地点一覧表(定期モニタリング調査)

測定地点番号	地区名	所在地	緯度	経度	定期測定項目												測定期間				
					Pb	水銀	六価鉛	亜硝酸素	総水銀	7種類	PCB	シガロ	四塩化炭素	1,2-エチレン	1,1-ブロムエチレン	1,1-ブロムエチル	1,3-ブロムエチル	ホウ素	セメント	硝酸性・亜硝酸性窒素	ホウ酸
T-56	1 池田市	神田	37°11'N	135°45'E															2	6	3 大阪府
T-57	1 和泉市	府中町																	2	5	3 大阪府
T-58	2 羽曳野市	通法寺																	2	9	3 大阪府
T-59	1 枚方市	中富山戸町																	2	15	5 大阪府
T-60	2 枚方市	中富山戸町																	2	8	3 枚方市
T-61	1 守口市	大宮通																	2	65	4 大阪府
T-62	1 岸和田市	尾生町																	1	9	3 岸和田市
T-63	1 和泉市	小田町																	2	730	深 4 大阪府
T-64	1 池田市	伏尾町																	2	200	深 3 大阪府
T-65	1 池田市	笠幡																	2	180	深 4 大阪府
T-66	1 能勢町	下尻尻																	2	9	3 枚方市
T-67	1 能勢町	野間出野																	2	500	3 大阪府
T-71	1 高槺市	阿武野																	1	144	3 高槺市
T-72	2 高槺市	阿武野																	1	47	深 2 高槺市
T-76	1 吹田市	泣坂町																	2	200	深 3 吹田市
T-77	1 枚方市	楠葉中之芝																	2	62	深 4 大阪府
T-78	1 島本町	山崎																	2	96	深 4 大阪府
T-80	1 大阪市	旭区新森																	1	7	4 大阪市
T-81	1 大阪市	阿倍野区天王寺町北																	1	60	深 3 大阪市
T-83	1 守口市	曉町																	2	30	3 大阪府
T-84	1 守口市	松下町																	2	19	5 大阪府
T-87	1 茨木市	太田東芝町																	2	不明	茨木市
T-88	1 門真市	松生町																	2	5	5 大阪府
T-89	1 藤井寺市	川北																	2	50	深 3 大阪府
T-90	2 八尾市	西弓削																1	60	深 4 八尾市	
T-91	1 大東市	諸福																2	20	3 大阪府	
T-92	1 大阪市	鳥取																2	不明	2 大阪府	
T-93	2 八尾市	西淀川区姫里																1	60	深 4 大阪府	
T-94	3 八尾市	北龜井町																1	5.5	5 八尾市	
T-95	4 八尾市	北龜井町																1	3.5	5 八尾市	
T-96	1 枚方市	中宮東之町																1	3.7	3 大阪府	
T-97	2 枚方市	上野																2	8	3 枚方市	
T-98	1 枚方市	芦部町																2	10	2 大阪府	
T-99	2 和泉市	幸町																2	4	3 大阪府	
T-100	3 和泉市	芦部町																2	6	3 大阪府	
T-101	1 岸和田市	今熊																1	6	4 岸和田市	
T-102	1 大阪市	東淀川区大堀																2	8	3 大阪府	
T-104	1 豊中市	上新田																1	6	3 豊中市	
T-105	2 豊中市	上新田																2	6	3 豊中市	
T-106	1 高槺市	幸町																1	22.5	5 高槺市	
T-107	2 高槺市	幸町																1	22	深 5 高槺市	
T-108	3 高槺市	幸町																1	200	深 4 高槺市	

別表 2-4

測定方法、環境基準値等一覧表

区分	測定項目	測 定 方 法		環境基準値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)
環境基準項目	カドミウム	JIS K 0102 55.1 備考1 " 55.2 " 55.3 " 55.4	溶媒抽出ルーム原子吸光法 電気加熱原子吸光法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.01 以下	0.001
	全シアン	JIS K 0102 38.1.2及び38.2 " 38.1.2及び38.3	ビリジン-ビラツン吸光光度法 4-ビリジンカルボン酸-ビラツン吸光光度法	検出されないこと	0.1
	鉛	JIS K 0102 54.1 備考1 " 54.2 " 54.3 " 54.4	溶媒抽出ルーム原子吸光法 電気加熱原子吸光法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.01 以下	0.005
	六価クロム	JIS K 0102 65.2.1 " 65.2.3 " 65.2.4 " 65.2.5	ジフェニカルボンジド吸光光度法 電気加熱原子吸光法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.05 以下	0.02
	砒素	JIS K 0102 61.2 " 61.3	水素化物発生原子吸光法 水素化物発生ICP発光分光分析法	0.01 以下	0.005
	総水銀	昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号付表(以下「付表」)1	還元化原子吸光法	0.0005 以下	0.0005
	アルキル水銀	付表2	溶媒抽出ガスクロマトグラ法	検出されないこと	0.0005
	P C B	付表3	溶媒抽出ガスクロマトグラ法	検出されないこと	0.0005
	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1 " 5.2 " 5.3.2	ハーフ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法 ハーフ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法 ハーフ・トラップーガスクロマトグラフ法(FID)	0.02 以下	0.002
	四塩化炭素	JIS K 0125 5.1 " 5.2 " 5.3.1 " 5.4.1 " 5.5	ハーフ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッド・スペースガスクロマトグラフ質量分析法 ハーフ・トラップーガスクロマトグラフ法(ECD) ヘッド・スペースガスクロマトグラフ法(ECD) 溶媒抽出ガスクロマトグラフ法(ECD)	0.002 以下	0.0002
	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1 " 5.2 " 5.3.1 " 5.3.2	ハーフ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッド・スペースガスクロマトグラフ質量分析法 ハーフ・トラップーガスクロマトグラフ法(ECD) ハーフ・トラップーガスクロマトグラフ法(FID)	0.004 以下	0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1 " 5.2 " 5.3.2	ハーフ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッド・スペースガスクロマトグラフ質量分析法 ハーフ・トラップーガスクロマトグラフ法(FID)	0.02 以下	0.002
	ジス-1,2-ジクロロエチレン	同 上	同 上	0.04 以下	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1 " 5.2 " 5.3.1 " 5.4.1 " 5.5	ハーフ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッド・スペースガスクロマトグラフ質量分析法 ハーフ・トラップーガスクロマトグラフ法(ECD) ヘッド・スペースガスクロマトグラフ法(ECD) 溶媒抽出ガスクロマトグラフ法(ECD)	1 以下	0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	同 上	同 上	0.006 以下	0.0006
	トリクロロエチレン	同 上	同 上	0.03 以下	0.002
	テトラクロロエチレン	同 上	同 上	0.01 以下	0.0005
	1,3-ジクロロプロパン	JIS K 0125 5.1 " 5.2 " 5.3.1	ハーフ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッド・スペースガスクロマトグラフ質量分析法 ハーフ・トラップーガスクロマトグラフ法(ECD)	0.002 以下	0.0002
	チウラム	付表4	高速液体クロマトグラ法	0.006 以下	0.0006
	シマジン	付表5の第1 付表5の第2	溶媒抽出・固相抽出ガスクロマトグラフ質量分析法 溶媒抽出・固相抽出ガスクロマトグラフ法(FTD)(ECD)	0.003 以下	0.0003
	チオベンカルブ	同 上	同 上	0.02 以下	0.002
	ベンゼン	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.2	ハーフ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッド・スペースガスクロマトグラフ質量分析法 ハーフ・トラップーガスクロマトグラフ法(FID)	0.01 以下	0.001
	セレン	JIS K 0102 67.2 JIS K 0102 67.3	水素化合物発生原子吸光法 水素化合物発生ICP発光分光分析法	0.01 以下	0.002
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(別表1-3) 特殊項目欄 参照	(別表1-3) 特殊項目欄 参照	10 以下	0.08
	ふつ素	JIS K 0102 34.1 付表6	テンサンアリザリンコンゴレキシン吸光光度法 オクロマトグラフ法	0.8 以下	0.08
	ほう素	JIS K 0102 47.1 JIS K 0102 47.3 付表7	メレングル吸光光度法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	1 以下	0.02

備 考

- 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びP C Bについては「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定地点における年間の全ての検体の測定値が不検出であることをもって基準達成と判断する。さらに、総水銀に係る評価方法は備考3とのおり。
- 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 総水銀についての基準の適合の判定は、年間の測定値中、0.0005mg/Lを超える検体が調査対象検体の37%以上である場合を不適とする（昭和49年12月23日付け環水管第182号）。
- 有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。
- 報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。
- 硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和を求めた後に、上記の4及び5の桁数処理を行う。
ただし、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の測定値の何れか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。
- 平均値の計算に当たっては、有効数字を2桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の桁までとする。
- 報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取扱い、平均値を計算する。



大阪府環境農林水産総合研究所 平成20年3月発行
〒537-0025 大阪市東成区中道1-3-62 / TEL 06(6972)5862